

Master's ONE スマートデバイスレンタルオプション 利用規約

2020年3月31日改定

株式会社 エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ

目次

| | |
|-----------------------|---|
| 第1章 総則 | 3 |
| 第1条 (利用規約の適用) | 3 |
| 第2条 (利用規約の変更) | 3 |
| 第3条 (用語の定義) | 3 |
| 第4条 (サービスの種別) | 3 |
| 第5条 (サービスの提供区域) | 3 |
| 第6条 (サービスの提供条件) | 3 |
| 第7条 (第三者への委託) | 3 |
| 第8条 (他社サービスの利用) | 3 |
| 第9条 (サービスの終了) | 4 |
| 第2章 契約 | 4 |
| 第10条 (契約の単位) | 4 |
| 第11条 (契約期間) | 4 |
| 第12条 (契約申込) | 4 |
| 第13条 (保証金) | 4 |
| 第14条 (契約の成立) | 5 |
| 第15条 (サービス内容等の変更) | 5 |
| 第16条 (契約者情報の変更) | 5 |
| 第17条 (契約者の地位の承継・譲渡) | 5 |
| 第18条 (利用契約の更新) | 5 |
| 第19条 (契約者が行う利用契約の解除) | 6 |
| 第20条 (当社が行う利用契約の解除) | 6 |
| 第3章 レンタル機器 | 6 |
| 第21条 (レンタル機器のキitting) | 6 |
| 第22条 (レンタル機器の引き渡し) | 6 |
| 第23条 (レンタル機器の保証) | 6 |
| 第24条 (レンタル機器の保守) | 7 |
| 第25条 (レンタル機器の滅失) | 7 |
| 第26条 (レンタル機器の返却) | 7 |
| 第27条 (ソフトウェアの著作権等) | 7 |
| 第28条 (ソフトウェア等の管理) | 7 |
| 第4章 契約者の義務 | 7 |
| 第29条 (利用責任者) | 7 |
| 第30条 (提供情報の維持) | 7 |
| 第31条 (電子メールによる応答義務) | 7 |
| 第32条 (当社の権利の保護) | 8 |
| 第33条 (利用基準の遵守) | 8 |
| 第34条 (レンタル機器の管理等) | 8 |
| 第35条 (禁止行為) | 8 |
| 第5章 サービスの制限 | 8 |
| 第36条 (非常時の利用の制限) | 8 |
| 第37条 (利用停止) | 8 |
| 第38条 (免責) | 8 |
| 第6章 料金等 | 9 |
| 第39条 (料金) | 9 |
| 第40条 (料金等の支払義務) | 9 |
| 第41条 (料金等の計算方法) | 9 |
| 第42条 (料金等の支払方法) | 9 |
| 第43条 (割増金) | 9 |
| 第44条 (延滞損害金) | 9 |
| 第45条 (割増金等の支払方法) | 9 |
| 第46条 (消費税等) | 9 |

| | | |
|--------------|-------------|----|
| 第 47 条 | (端数処理) | 9 |
| 第 48 条 | (入金案内業務の委託) | 9 |
| 第 7 章 | 損害賠償 | 10 |
| 第 49 条 | (責任の制限) | 10 |
| 第 50 条 | (免責) | 10 |
| 第 8 章 | 雑則 | 10 |
| 第 51 条 | (第三者利用) | 10 |
| 第 52 条 | (利用責任) | 10 |
| 第 53 条 | (お客さま情報の保護) | 10 |
| 第 54 条 | (通信の秘密の非開示) | 10 |
| 第 55 条 | (準拠法・管轄裁判所) | 11 |
| 第 56 条 | (分離可能性) | 11 |
| 付則 | | 11 |
| 料金表 | | 12 |
| 1. 基本サービス | | 12 |
| 2. オプションサービス | | 12 |
| 3. 料金の計算方法 | | 12 |

第1章 総則

第1条 (利用規約の適用)

株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ（以下「当社」といいます。）は、Master's ONE スマートデバイスレンタルオプション利用規約（以下「利用規約」といいます。）を定め、この利用規約に基づき Master's ONE スマートデバイスレンタルオプション（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

2 契約者は利用規約を遵守して、本サービスを利用するものとします。

3 当社は、利用規約に対して、特定の契約者に対してのみ適用される特約を定めることができるものとします。この場合、特約は、当該契約者に対して利用規約の一部として適用されるものとします。

第2条 (利用規約の変更)

当社は、利用規約及びそれに付随する仕様書、取扱説明書その他の文書（以下「利用規約等」といいます。）を変更することができるものとします。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の利用規約等によりま

2 利用規約等の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対しその内容を別途定める方法で事前に通知又は周知するものとします。ただし、個々の通知あるいは周知を契約者が認知していない場合であっても、変更後の利用規約が適用されるものとします。

第3条 (用語の定義)

利用規約では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|--------|-------------------------------------|
| レンタル機器 | 本サービスにより契約者に対して当社から貸し出されるスマートデバイス機器 |
| | |
| | |

第4条 (サービスの種別)

当社は、本サービスで提供する基本サービスは次のとおりとし、その内容は、別途当社が提示する別紙提供条件説明書に定めるとおりとします。

(1) レンタル機器の貸与

(2) レンタル機器の保守

2 当社は前項の基本サービスに付随して、オプションサービスを提供します。オプションサービスの種類は、別紙に定めるとおりとします。

3 当社が本サービスにてレンタルするレンタル機器の機種は、提供条件説明書に記載の機種とします。また、レンタル機器毎の提供条件は、提供条件説明書に定めるとおりとします。

4 本サービスの詳細は、別途当社が提示する提供仕様等（以下「サービス仕様」といいます。）によるものとします。

第5条 (サービスの提供区域)

本サービスの利用は、日本国内での利用のみとします。

第6条 (サービスの提供条件)

本サービスは、別途当社が定めるサービス（以下、「通信サービス」といいます。）に付随して提供します。ただし、当社が認めた場合には、本サービス単独での提供も行うことができるものとします。

2 通信サービスの利用規約及び関連する特約等の契約条件は、本利用規約に反しない限り、適用されるものとします。

3 本サービスにおける基本的な技術事項は、サービス仕様で定めるとおりとします。

4 契約者が、本サービス利用のために使用する電気通信サービス、通信機器、ソフトウェア等は、当社が本サービスの一部として提供するものを除き、契約者の負担と責任で準備するものとします。

第7条 (第三者への委託)

当社は、本サービスを提供するにあたり、本サービスの運営（申込受付、提供終了後等の契約上、契約外の手続を含む）にかかわる業務を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

2 当社は、前条の規定により委託する委託先に対し、本サービスの運営上必要な範囲に限り、契約者、利用者その他本サービスに関係する者の情報を開示します。

第8条 (他社サービスの利用)

当社は、本サービスの提供に、他社が提供するサービス、アプリケーション等（以下「他社サービス」といいます。）を利用することができるものとします。

2 前項の利用にあたり、契約者と他社サービスの提供事業者の間で利用許諾等の契約締結が必要な場合には、当社が他社サービス及びその契約条件等を明らかにすることにより、契約者は契約申込時に当該契約条件等

を承諾し、当該契約が締結されたものとみなします。

3 契約者は、当社が他社サービスの提供事業者から請求があったときに契約者の氏名、住所その他請求された事項等の契約者の情報を他社サービスの利用に必要な範囲で提供事業者に通知する場合があることについて承諾するものとします。開示先での契約者の情報の取り扱い、他社サービスの提供事業者が定めるとおりとします。

4 契約者は、当社が料金等の費用の適用又はサービスの提供に当たり必要があるときは、他社サービスの提供事業者から必要な契約者の情報の提供を受けることについて承諾するものとします。

第9条 (サービスの終了)

当社は、本サービスの一部若しくは全部を終了し、又は本サービスの提供仕様、技術要項等（契約者に対して非開示の内容を含む）を変更することができるものとします。

2 当社は、基本サービスの重要な変更又は終了のときは、書面その他の方法をもって該当する基本サービスの契約者に対し、変更又は終了する 3 か月前までに通知します。

3 当社は、オプションサービスの重要な変更又は終了のときは、書面その他の方法をもって該当するオプションサービスの契約者に対し、変更又は終了する 2 か月前までに通知します。

4 当社は、前 2 項に定める場合以外の本サービスの変更を行う場合には、該当する本サービスの契約者に対し、事前に当社の定める方法により通知又は周知します。ただし、契約者に開示されていない提供仕様、技術要項等の変更については、通知又は周知を行わないことができるものとします。

5 前 3 項にかかわらず、本サービスの提供に必要な他社のサービスの提供終了又は仕様変更等により、本サービスの変更又は終了をする場合は、当社がその事実を知った時から速やかに契約者に通知するものとします。

6 当社は、第 2 条（利用規約の変更）に基づき行った利用規約等の変更又は本条に基づき行った本サービスの変更・終了により、本サービスのために契約者が使用する電気通信サービス、通信機器等の変更、改造や契約者による利用方法の変更等のために要する費用は契約者の負担とし、これにより契約者が何らかの損害を被った場合も当社は責任を負いません。

第 2 章 契約

第10条 (契約の単位)

本サービスは、一つのレンタル機器毎に一つの本サービスの提供に関する契約（以下「利用契約」といいます）を締結するものとします。

第11条 (契約期間)

利用契約の契約期間は、引き渡し完了日から起算し、24 ヶ月経過した月の月末までとします。

2 契約期間が経過する前に契約者が利用契約を解除したとき、その他契約者の責により利用契約が終了した場合には、契約期間の残存期間に対応する本サービスに係る料金の全額を当社が指定した期日に一括して支払うものとします。ただし、当社は、その事情を勘案し、支払額の一部若しくは全部の免除、又は支払期限の延期をすることができるものとします。

第12条 (契約申込)

利用契約の申込（以下「利用申込」といいます。）をしようとする者（以下「申込者」といいます。）は、利用規約等を承諾のうえ、当社が定める利用申込方法により申込みものとします。なお、利用申込は、通信サービスの利用契約（以下「通信サービス契約」といいます。）の契約者に限りすることができるものとします。

2 契約者（申込者を含む、以下本条において同じ）は、利用申込、サービス利用その他により当社に提供される情報が正確であることが、本サービスの申込、利用の継続及び利用契約の継続のための必須の要件であること、これに対する違反は、本サービスの申込の承諾及び継続的に利用できるか否かにかかわる重大な要件であることを了知することとします。

3 契約者は、利用申込時、サービス利用時その他により当社に提供される情報に個人情報が含まれる場合は、当社に個人情報を提供することについて本人に同意を得るものとします。

4 当社は、申込者に対し、利用申込の内容を確認するため、資料提出を求めることができるものとし、申込者はこれに従うものとします。なお、当社は申込内容の確認ができるまで本サービスの提供を行わず、又は提供を停止することができるものとします。

5 契約者は、本サービスの提供に必要な範囲で、当社が委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。

6 当社は、当社の審査基準に従い、利用申込内容を審査します。

第13条 (保証金)

当社は、第 12 条（契約申込）第 6 項に定める審査結果により、保証金を申込者が当社に預け入れることを条件に、利用申込を承諾することができるものとします。なお、保証金の額は、申込者に対する当社の債権総額（将来発生することが合理的に見込まれる額を含む）に基づき、当社が算定することができるものとします。

2 前項の場合、申込者は、当社の指定する期日までに、保証金を当社の指定する方法により預け入れるものとします。申込者が、保証金の預け入れを行わなかった場合には、利用契約は成立しなかったものとみなします。

3 当社は、利用契約が終了した場合、保証金を契約終了後 3 ヶ月以内に、契約者に利息を付けることなく返

還します。

4 当社は、契約者に対し本サービスに関する債権の回収が困難と判断した場合、ただちに保証金を任意に処分し、その代金を任意の順序及び方法により当該契約者の債務の弁済に充当します。当社は、充当を行った場合、ただちに契約者にその旨を通知します。

5 契約者は、前項に定める保証金が債務の弁済に充当された場合、当社の定める期日までに、充当に要した保証金に相当する額を新たな保証金として預け入れるものとします。

6 契約者は、保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならず、その他一切の処分をすることができないものとします。

7 契約者は、保証金の支払いをもって本サービスに関する債務の支払いを免れることはできないものとします。また、契約者は、保証金の返還請求権をもって本サービスに関するいかなる債務とも相殺を主張できないものとします。

8 当社は、第 4 項に定める場合以外、保証金を処分致しません。

9 本条の規定は、契約者が利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるときにも適用することができるものとします。

第14条 (契約の成立)

当社が利用開始日その他申込の承諾に関する通知を発信した時点で利用契約は成立します。なお、契約名義は通信サービス契約と同一となります。

2 利用申込に係る本サービスの提供は、原則として申込を受け付けた順に行います。ただし、事情によりその順序を変更することができるものとします。

3 当社は、次の場合には利用申込を拒否できるものとし、オンラインサインアップによる利用申込では、契約の承諾を取り消すことができるものとします。

(1) 通信サービスの利用契約が成立しなかったとき、または解約されたとき

(2) 申込者が第 37 条（利用停止）第 1 項又は第 2 項のいずれかに該当するとき、又はそのおそれがあるとき

(3) 申込者が過去に第 37 条（利用停止）第 1 項又は第 2 項のいずれかに該当したとき、又は、当社の提供する他のサービスで同様の行為を行ったことがあるとき

(4) 申込者が利用申込書に虚偽の事実を記載したとき（記載された連絡先への通知が未達となる時を含む）、又は申込内容を確認するための資料が提出されないなど申込内容の確認ができないとき、その他申込者の意思を確認できないとき

(5) 申込者が指定した支払方法が金融機関等による利用の差し止めなどにより利用できなかったとき

(6) 申込者が未成年その他制限行為能力者であって保護者の同意を得ていないとき

(7) 第 12 条（契約申込）第 6 項に定める審査の結果、当社の定める審査基準を満たさないとき

(8) 前各号のほか、技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務遂行上支障があるとき

4 当社が申込を拒否し、又は承諾を取り消した場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。ただし、当該通知が申込者に到達しない場合でも、利用契約は成立せず、また取消は有効なものであるものとします。

第15条 (サービス内容等の変更)

契約者が、本サービスの内容の変更を希望する場合は、当社が別途定める方法により変更を申込みものとします。なお、変更可能な本サービス内容の範囲は、当社が指定する範囲とします。また、変更申し込みにあつては、第 12 条（契約申込）の規定を準用します。

2 当社は、申込者に対し、申込内容の確認のため、資料の提出を求めることができるものとし、契約者はこれに従うものとします。

3 第 1 項の申込を承諾した場合は、当社は契約者に対しその旨を通知します。

4 第 1 項の申込があつた場合に、当社の定める審査基準を満たさない、又は技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務遂行上支障があるときは、当社は申込を承諾しないことができるものとします。この場合は契約者にその旨を通知します。

第16条 (契約者情報の変更)

契約者は、当社に登録した情報（以下「契約者情報」といいます。）に変更があつたときは、すみやかに登録変更手続きをするものとします。なお、登録内容が変更された場合は、当社は変更された内容を証明する書類の提出を求めることができるものとし、契約者はこれに従うものとします。

2 契約者が前項に定める登録変更手続きを行わなかったことによる不利益に関して、当社は責任を負いません。

第17条 (契約者の地位の承継・譲渡)

契約者である法人が合併又は会社分割などにより、契約者の地位の承継若しくは契約者である個人が死亡した場合又は利用契約を譲渡する場合は、通信サービス契約とともに通信サービスの利用規約に定める手続きにより行うものとします。

2 前条および本条の規定による手続きは、通信サービスの利用契約に関して、前 2 条の内容の通知があつた場合には、通知があつたものとみなします。

第18条 (利用契約の更新)

契約者は、利用契約の契約期間満了する 5 営業日前までに、利用契約の更新を申し込むことができるものとし

ます。なお、利用契約更新の申し込みにあたっては、第 12 条（契約申込）の規定を準用します。

2 当社は、利用契約の更新にあたって、契約条件の変更をすることができるものとします。

3 当社が第 1 項の申込を承諾した場合には、利用契約が更新され、新たに契約期間満了日の翌日より 24 ヶ月間の契約期間となります。

4 本条に定める利用契約の更新を行わなかった場合、契約期間の満了をもって利用契約は終了します。

第19条 （契約者が行う利用契約の解除）

契約者が利用契約を解除するときは、当社に対し解除の旨及び解除するサービスなどを当社が別途定める方法により通知するものとします。

2 前項により、契約者が利用契約の解除を通知した場合、契約者は、当社の指示に従い当社の指定する期間内に、対象となるレンタル機器を返却するものとします。レンタル機器を当社が受領した日をもって、利用契約の解除日とします。なお、返却に要する費用は契約者の負担とします。

3 本条その他契約者の責による利用契約が終了した場合、その終了日が契約期間中の場合は、契約期間の末日までの期間に相当する利用料金の全額を一括して支払うものとします。

4 契約者が通信サービスの解除に関する通知をした場合は、その通知をもって第 1 項の通知があったものとみなします。

第20条 （当社が行う利用契約の解除）

当社は、次に挙げる事由があるときは、事前に催告・通知することなく、ただちに、利用契約を解除することができるものとします。

(1) 第 37 条（利用停止）第 1 項に基づき当社がサービスの提供を停止した場合、停止の日から 14 日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき

(2) 第 37 条（利用停止）第 1 項各号のいずれかの事由があり、当社のサービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(3) 契約者が指定した支払方法が金融機関等による利用の差し止めなどにより利用できなくなり、それに替わる料金支払方法を当社の定める期間内に届け出ないとき

(4) 契約者と料金支払者が異なる場合で、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を当社の定める期間内に届け出ないとき

(5) 利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき

(6) 当社が提供する他のサービスで、利用規約違反により契約を解除されたとき

2 前項の規定により利用契約を解除したときは、当社は契約者に対し契約者が届け出た連絡先の電子メールアドレス（以下「連絡先メールアドレス」といいます。）に解除した旨を通知します。ただし、本通知が契約者に到達しない場合でも本条の措置に何ら影響を与えないものとします。

3 通信サービスの提供契約が終了した場合には、利用契約は、当該提供契約の終了日をもって解除されたものとみなします。

4 事由の如何を問わず、利用契約の終了時における提供サービス利用中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の終了後でもその債務が履行されるまで消滅しません。

第 3 章 レンタル機器

第21条 （レンタル機器のキッティング）

契約者は、利用契約の申込時に、対象となるレンタル機器に対するキッティングを申し込むことができるものとします。

2 前項の申込があった場合、当社は別途定めるキッティング規約に則りキッティングを実施します。なお、キッティングの実施範囲については提供条件書に定める内容となります。

3 保守交換に際して、対象機器がキッティング実施端末の場合は、交換品にキッティング設定を施した上で交換機を送付いたします。なお、キッティング設定は交換時の最新情報が適用されます。また、キッティングに関する費用は端末側の修理費用の有無に関わらず請求いたします。

第22条 （レンタル機器の引き渡し）

当社は、契約者が申込時に指定した場所（以下「納品場所」といいます。）に当社の指定する方法により、レンタル機器を送付します。

2 レンタル機器の引き渡しは、契約者がレンタル機器を受領したことにより完了します。なお、レンタル機器の引き渡しは、通信サービスの利用開始日より遅くなることがあることを契約者は承諾するものとします。

第23条 （レンタル機器の保証）

当社は、前条に定める引き渡し時において、レンタル機器をその目的に従った利用をした場合、正常に機能することのみを保証します。正常に機能しない場合には、当社は、無償にて、レンタル機器を修理又は交換します。

2 契約者がレンタル機器の引き渡しを受けた日から 7 日以内に乙に対して不具合の通知をしなかった場合は、レンタル機器は正常に機能するものとみなします。

3 本条に定める修理又は交換の方法については、別途契約者に提示します。

第24条 (レンタル機器の保守)

当社が利用契約等にレンタル機器に対する修理または交換等の保守（以下、「保守」といいます。）が付帯していることを明示した場合には、保守付きのレンタル機器が故障した場合、当該レンタル機器を保守を行います。なお、契約者の故意または過失による破損、故障および保守が付帯していないレンタル機器又は付属品が故障したときの保守は、契約者の負担となります。また、保守により提供される代替品は、再生品を利用する場合があります。

2 契約者は、前項に定めるレンタル機器の保守を依頼する場合は、当社の定める方法により通知するものとします。当社は、当該通知を受けたときは、レンタル機器の代替品を発送します。なお、契約者の負担による保守の場合、代替品の発送後に、負担額を契約者に通知します。

3 当社は、故障事由由その他における虚偽申告の疑いがあるとき、利用契約に関わる債務の履行遅滞があるときは、それが解消されるまで保守の提供を停止することができるものとします。

4 当社は、レンタル機器の製造者が提供する保守の提供期間が終了したとき、契約者に対して通知することにより、当該レンタル機器に対する保守を終了することができるものとします。

第25条 (レンタル機器の滅失)

契約者は、レンタル機器が滅失（紛失、盗難等を含む）したときは、直ちに当社に対しその旨を通知するとともに、当社指定の紛失届を提出するものとします。なお、この場合、当社は、契約者に対して、当社が別途指定する当該レンタル機器の購入代金に相当する額を請求することができるものとします。

2 前項の規定に違反してレンタル機器を毀損した場合には、乙または乙が指定するものが当該装置を復旧または修理するものとし、その費用は甲が負担するものとします。また、復旧、修理が不可能である場合は当該レンタル機器の購入代金を損害賠償として負担するものとします。

第26条 (レンタル機器の返却)

契約者は、第24条（レンタル機器の保守）第2項により代替品を受領したとき、または事由の如何を問わず利用契約が終了したときは、14日以内に対象機器を当社の指定する場所へ送付して返却するものとします。なお、そのときの返却の送料は契約者負担とします。

2 前項で定める期限までにレンタル機器が返却されない場合、当社は、契約者に対し、違約金として当社が別途指定する当該レンタル機器の購入代金に相当する額を請求することができるものとします。

3 前2項に係わらず、当社は契約者に通知することによりレンタル機器を契約者に譲渡することができるものとします。なお、この場合、当社は当該レンタル機器について、品質の保証、トラブル、第三者からの苦情等、何ら責任を負わないものとします。

第27条 (ソフトウェアの著作権等)

契約者に提供されるソフトウェア及びその他の各種情報（以下「提供ソフトウェア等」といいます。）については、その著作権、ノウハウ等の知的所有権のすべてを当社又は当社にこれらの情報の利用を許諾した第三者が所有します。

2 契約者は、提供ソフトウェア等を本サービス等の利用の目的にのみ使用することができ、これ以外の目的での使用はできません。

第28条 (ソフトウェア等の管理)

契約者は提供ソフトウェア等について、次の条件を守るものとします。

- (1) 契約者は、提供ソフトウェア等を第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をしないこと
- (2) 提供ソフトウェア等を善良な管理者の注意をもって管理すること
- (3) 提供ソフトウェア等の利用に関し、第27条（ソフトウェア等の著作権等）の規定を遵守すること

第4章 契約者の義務

第29条 (利用責任者)

本サービスの利用にあたり、契約者はあらかじめ利用責任者を選任し、その連絡先（住所、電話番号及び電子メールアドレスその他当社が指定する事項）を当社の指定する方法で届け出るものとします。利用責任者が交代したとき、又は連絡先に変更があった場合はただちに当社の指定する方法で届け出るものとします。届け出されていない、又は届出内容が誤っている等により、当社が契約者と連絡が取れないことによって引き起こされる損害に対して、当社は責任を負いません。

2 当社は、当社から契約者に対する通知を利用責任者に対して行うことができるものとし、利用責任者に行った通知は、契約者に通知したものとみなします。

3 前項のほか、利用責任者は当社との連絡、協議の任にあたるとともに、利用規約等に基づく本サービスの利用適正化を図るものとします。

第30条 (提供情報の維持)

契約者は、本サービス利用のために当社に提供した全ての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。

第31条 (電子メールによる応答義務)

契約者は、常に当社からの電子メールが、連絡先メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼

のあった場合には、それに対して遅滞なく応答をおこなうこととします。

2 当社は、契約者に対し、有益と思われるサービスやビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信することができるものとします。

第32条 (当社の権利の保護)

契約者は、レンタル機器の所有権が当社に帰属していることを了知し、第三者より強制執行その他レンタル機器に対する当社の所有権を侵害する行為を受け、または受けるおそれがあるときは、直ちに当該機器が自己の所有に属さないことを主張、証明し、かつ直ちにその旨当社に通知したうえで、当社の指示に従い対処するものとします。

第33条 (利用基準の遵守)

契約者は、利用規約等に定める技術的条件その他の利用方法（以下「利用基準」といいます。）を遵守して、本サービスを利用するものとします。

第34条 (レンタル機器の管理等)

契約者は、レンタル機器を善良な管理者の注意をもって保管するとともに、次のことを遵守するものとします。

(1) レンタル機器を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を接続しないこと、ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、利用基準に定められた内容に従い契約者の管理するコンピュータ、ネットワーク機器その他必要な設備（以下「契約者設備等」といいます。）の接続若しくは保守を行うとき又は当社が認めた場合はこの限りではありません。

(2) 当社が認めた場合を除き、レンタル機器を改造又は改変し又はレンタル機器に他の機械、付加物品等を取り付けないこと

(3) レンタル機器の取扱説明書その他により製造元等により指定された使用目的、使用方法に従って利用すること

(4) レンタル機器に直接又は間接的に接続する契約者設備等を適正に管理するものとし、不適正な利用によりレンタル機器に支障を与えないこと

第35条 (禁止行為)

契約者は、本サービスの利用にあたり、のほか、次の行為を行わないものとします。

- (1) レンタル機器を譲渡または担保に供する行為その他当社の所有権を侵害する行為
- (2) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- (3) 当社の許可なくレンタル機器の設定を変更する行為
- (4) その他通信サービスの利用規約等に定める禁止行為

第5章 サービスの制限

第36条 (非常時の利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本サービスを制限し、又は提供を中止することができるものとします。

第37条 (利用停止)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスまたは通信サービス（以下「本サービス等」といいます。）の全部又は一部の利用を停止することができるものとします。

- (1) 利用契約上の債務を履行しなかったとき
- (2) 第4章契約者の義務の規定その他利用規約等に定める契約者の義務に違反したとき
- (3) 当社が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し過大な負荷又は重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない）を与えたとき
- (4) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき
- (5) 収納代行会社又は金融機関等により契約者が指定したクレジットカード、指定口座等が使用することができなくなったとき
- (6) 契約者と料金支払者が異なる場合で、料金支払者より料金の支払停止の通告があったとき
- (7) 当社が提供する他のサービスにて、利用規約違反があったとき
- (8) 当社に対する金銭債務に関し、当社の催促にもかかわらず支払いがないとき
- (9) その他、当社が不適切と判断するとき

2 第1項によるサービスの提供の停止又は制限の解除には、数日要する場合があることを契約者は、あらかじめ承諾するものとします。

3 当社は、本条の規定による措置を行ったときは、契約者に対してその旨を連絡先メールアドレスに通知するものとします。ただし、本通知が契約者に到達しない場合でも本条の措置に何ら影響を与えないものとします。

第38条 (免責)

当社は、本章に定めるサービスの制限の実施について、他に定めがある場合を除き、契約者に対し責任を負いません。

第6章 料金等

第39条 (料金)

本サービスの料金及び利用契約上の手続きに関する手数料（以下併せて「料金」といいます。）は、別紙料金表のとおりとします。

2 当社は、キャンペーン等の特典として、一時的に料金等を変更することができるものとします。キャンペーン等での特典適用の条件は、該当キャンペーンサイト等、当社が特典内容を公開する媒体への記載のとおりとします。

第40条 (料金等の支払義務)

契約者は、第39条(料金)に定める料金を支払う義務を負います。

2 初期費用（キッティング費用を含む）は、利用開始の有無に係わらず、利用契約が成立又は利用契約上の手続きをした時点で、支払義務が発生します。

3 月額料金は、利用開始日から利用契約の終了日までの期間について、支払義務が発生します。

4 第14条(契約の成立)第3項の規定により、当社が契約の承諾を取り消した場合であっても、その取り消しまでの期間における契約が成立した場合と同額の損害金を、当社は利用申込者に対して請求できるものとします。損害金の請求の手続は料金等の請求の手続と同様とします。

7 契約者の申請を当社が承諾し、利用規約等に定める範囲外の作業を行った場合、契約者は当社の請求する特別料金を支払うものとします。当社は当該作業について特別料金が必要となる場合は、契約者に対してその旨を事前に通知します。

第41条 (料金等の計算方法)

料金等の計算は、次の各号の場合を除き、毎月、暦月に従って計算する料金の額とします。

(1) 利用開始月の料金の額は、サービスの料金表のとおりとします。

(2) 契約の解除日（最低利用期間を経過する前に解除があった場合を除きます。）、及び当該月の料金の額は、各サービスの料金表のとおりとします。

(3) 年一括払い料金の場合は、各サービスの料金表のとおりとします。

第42条 (料金等の支払方法)

契約者は、料金等を通信サービスの料金等と併せて支払うものとします。

2 当社は、第1項により定められた支払方法で料金等の請求ができない場合、請求書その他任意の方法で契約者住所（法人の場合登記上の住所を含む）、連絡先メールアドレス等に料金等を請求できるものとし、契約者は当該請求に従い料金等を支払うものとします。この場合、当社は、当該請求に要した費用を契約者に請求できるものとします。

第43条 (割増金)

当社は、契約者が料金等その他利用契約に係る債務の支払いを不法に免れたときは、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として請求することができるものとし、契約者は当社が指定する期日までにこれを支払うものとします。

第44条 (延滞損害金)

当社は、契約者が料金その他の利用契約に係る債務について支払い期日を経過してもなお支払いがないときは、支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数に対する年14.5%の割合で計算して得た額を延滞損害金として請求できるものとし、契約者は当社が指定する期日までにこれを支払うものとします。

第45条 (割増金等の支払方法)

第43条(割増金)及び第44条(延滞損害金)に定める割増金、延滞損害金の支払いについては、当社が指定する方法により支払うものとします。

第46条 (消費税等)

契約者が当社に対し利用契約に係る債務を支払う場合に消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第47条 (端数処理)

当社は料金その他の計算で、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第48条 (入金案内業務の委託)

契約者は、本サービスの料金等の入金案内について、当社が当該債権の入金案内業務を、第三者に委託することを、予め承諾するものとします。

第7章 損害賠償

第49条 (責任の制限)

本サービスに関連して当社が負う責任は、利用規約等に記載された範囲に限られ、それ以外には責任を負わないものとします。

2 レンタル機器の不具合その他本サービスが原因で通信サービスが利用できないことについて、当社は責任を負わないものとします。

3 当社が提供する機器・ソフトウェア等以外の機器・ソフトウェア等や電気通信サービス等の契約者が準備、調達する機器、ソフトウェア等、サービスが原因で本サービスが利用できないことに関して、当社は責任を負わないものとします。

4 本サービスの提供に関連して当社が契約者に損害賠償責任を負う場合、弊社は、障害等の損害賠償責任の原因が生じた時点における契約者との契約内容の月額料金を限度として損害の賠償をします。ただし、予見の有無および可否を問わず特別の事情から生じた損害、間接的損害、派生的損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。

5 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

第50条 (免責)

第49条(責任の制限)の規定は、本サービスの提供に関して当社が契約者に負うすべての責任を規定したものとします。

2 当社は、契約者その他いかなる者に対しても、本サービスを利用した結果について、商品性、特定目的への適合性、又は権利の非侵害性に関する黙示の保証を含む、すべての明示的又は黙示的な条件、表明及び保証をなさないものとします。

3 利用規約等に従って当社が行った行為について、当社は責任を負いません。

第8章 雑則

第51条 (第三者利用)

契約者は、本サービスを利用して第三者にサービスを提供する等、第三者に本サービスの一部又は全部を利用させる場合には、自己の責任で利用させるものとし、当該利用に関して、当社を免責しなければならないものとします。

2 前項の場合に、契約者は、契約者が本サービスを利用させた第三者(以下「サービス利用者」といいます。)に対して、本利用規約第4章その他利用規約等に定める契約者の義務を遵守させなければならないと、当該第三者が本利用規約第4章その他利用規約等に定める契約者の義務に違反した場合は、契約者が違反したものとみなして、当社は利用停止等の措置を取ることができるものとします。

3 第1項の場合に、契約者は、サービス利用者に対し、当社を免責し、当社への苦情、クレーム等の防止について明確な措置を行うと共に、第三者より損害賠償等があった場合には、一切の折衝と賠償の責を負うものとします。

4 前項に係らず、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用、及び当社から第三者に対する損害賠償費用等を契約者に請求することができるものとします。

第52条 (利用責任)

本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者若しくは第三者に対して損害を与えた場合、又は契約者が他の契約者若しくは第三者と紛争を生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑又は損害を与えないものとします。

2 契約者が、本サービスを利用することにより、第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合には、契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。

第53条 (お客さま情報の保護)

当社は、本サービスの提供に関連し、知り得た契約者の技術上・営業上又はその他の業務上の情報(以下「お客さま情報」といいます。)を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的のほか契約者に同意を得た範囲内でのみ利用するものとします。

2 当社は、お客さま情報を、個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護するものとします。

3 当社は、お客さま情報を、個人情報保護方針若しくは本利用規約に明示された場合又は法律上開示が認められる場合(正当防衛、緊急避難等を含む。)を除き、第三者に開示、提供しないものとします。

4 当社が本条に違反し契約者に損害を与えたときは、当社は契約者に対しその損害を賠償するものとします。

5 本条の定めは、当社が契約者に対して負うお客さま情報の保護に関する義務のすべてであり、契約者と当社の間で締結された他の契約に定められた情報管理に関する規定はお客さま情報には適用されないものとします。

第54条 (通信の秘密の非開示)

当社は、レンタル機器に対するアクセス状況その他当社が保有する個別の通信を特定する可能性のある記録

等の「通信の秘密」について、法律上開示が認められる場合（正当防衛、緊急避難等を含む。）を除き、契約者を含むいかなる者に対しても、開示、提供しないものとします。これにより発生する直接あるいは間接の損害について、当社は責任を負いません。

第55条 （準拠法・管轄裁判所）

利用規約等の適用の有無を含め利用規約から生じる一切の紛争は日本法を適用して解決するものとし、東京地方裁判所を唯一の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第56条 （分離可能性）

利用規約等のいずれかの規定について、法令等又は裁判などにより違法、無効又は不能とされたとしても、それ以外の規定は、継続して完全に効力を有するものとします。

付則

この利用規約は、2020年3月31日から改定実施します。

料金表

1. 基本サービス

各スマートデバイスにおける提供条件説明書をご確認下さい

2. オプションサービス

各スマートデバイスにおける提供条件説明書をご確認下さい

3. 料金の計算方法

| | |
|---------|------|
| 解約金の額 | 個別見積 |
| 端末損害金の額 | 個別見積 |
| 修理費用の額 | 個別見積 |

※解約金については非課税となります。